

声 明

- 1 最高裁判所（第二小法廷・小貫芳信裁判長）は、2006年1月3日早朝に発生した米兵リース・ジュニア・ウィリアム・オリバーの佐藤好重さんに対する強盗殺人事件の国家賠償請求事件について、原告山崎正則さんの上告を棄却する、上告審として受理しないとの不当決定を2013年6月26日付けで下した。

2009年5月20日、横浜地方裁判所の第一審判決は、米兵リースに対し高額賠償を命じ（確定済み）、さらに、長年にわたって公務外の犯罪は米兵個人の問題としてきた国の主張を明確に退け、米兵犯罪が勤務時間外において職務の執行とは関係なく行われたものであったとしても、一定の要件の下では米軍上司の監督義務違反が問題となり、日米地位協定の実施に伴う民事特別法（民特法）1条の賠償の対象となりうることを明らかにしたものの、本件では具体的な監督義務違反は無い等として国に対する請求を棄却した。そのため、原告は米軍・国に対する責任部分のみを控訴した。東京高等裁判所は、2012年6月22日、原告の控訴を棄却する判決をしたため、原告がこれを不服として最高裁判所に上告・上告受理の申立てをしていたものである。

- 2 本件事件の僅か約3年4か月前である2002年8月には米兵による強盗事件が多発し、そのために空母キティホークの艦長が更迭されたことをはじめとして、本件以前にも米兵犯罪が発生していたこと、飲酒による米兵犯罪が多発していたにもかかわらず、飲酒規制をしていなかったこと、リバティカードプログラムの運用がずさんなものであったこと等の実態が存在していた上、本件において「米兵を酔ったまま出勤させない、睡眠不足で出勤させない、遅刻させない」という、極めて基本的な監督行為を当該米兵の上司らが怠ったものであり、米海軍上司らの監督義務違反の違法性が認められて当然である旨の控訴人の主張を東京高裁判決は排斥した。

また、東京高裁判決は、米兵リースが、横須賀基地から約1キロメートル離れた道路上で、横須賀基地へ勤務のために戻るべく、被害者に対し、横須賀基地への道を尋ねて近づいて本件犯行に及び、勤務開始時間の18分前から7分前まで、暴行行為を続けていたのであるから、その行為は民特法1条「その職務を行うについて」のものにはほかならない旨の原告の主張を排斥した。

さらには、東京高裁判決は、本件犯行が米軍において殺人・戦闘訓練を受けた軍人による残忍な犯行であったことについても何ら考慮せず、米兵リースによって奪われた日本国民の尊い生命をあまりに軽視したものであった。

- 3 飲酒による米兵犯罪が繰り返されていたにもかかわらず、米兵に対する飲酒規制さえも実施しなかったために、米兵リースが前夜10時から翌朝まで夜通し飲酒をした末に、またもや米兵犯罪事件が繰り返されたという本件事件についてまでも、未だ米軍の監督義務違反がないのであれば、結果的に、米軍・国が米軍犯罪について責任を問われることはないに等しい。

東京高裁判決は、米海軍上司らの監督権限の行使について、日本国民の生命・身体の安全

の確保よりも、米軍の運用、外交的・政治的観点を優先させた不当なものである。原告（上告人）は、上告審において、東京高裁判決の違憲性・判例違反の重大性を強調し、米海軍上司らの監督権限の不行使の違法性についての法理論を補強し、止むことのない米軍犯罪の実態を明らかにして、東京高裁判決の見直しを要求してきた。しかしながら、今回の最高裁決定は、東京高裁決定を無批判に受け入れて追認したものであって、原告・弁護団は断じて受け入れることはできない。

この状況の下では、日本国における米兵・米軍属による犯罪の続発を防止することは不可能に近く、本決定は日本国の司法権としての役割を放棄したものであり、最高裁の責任は厳しく指弾されるべきである。

- 4 これまで、公務外の米兵・米軍属犯罪については、米軍や国には責任が無いとされてきた。そのような中では、事件が起きる度に、アリバイ的に米軍や国による再発予防策が発表され、深夜外出規制や深夜飲酒規制が行われても、その違反は事実上黙認され続けた。

2009年5月20日、横浜地方裁判所第5民事部が下した本件の第一審判決は、米海軍規則第7章に基づき、勤務時間外の米兵の行為であっても、米海軍上司の監督権限が及んでいることを明らかにし、それまで約半世紀にわたって、一律に、公務外の事件は米兵個人の問題としてきた国の態度に、大きく反省を迫るものではあったが、結果的には、米海軍上司らの監督義務違反を認めるには至らなかった。その結果、米兵・米軍属による犯罪事件は、その後も発生し続けた。東京高裁判決が、米軍人による犯罪の検挙件数は、全国的にも神奈川県内についても、決して無視できない程度に多発しているとの認定をしているとおり、本年になっても、横須賀をはじめとして神奈川県内において、米兵犯罪が発生し続けている。

今回の最高裁決定は、米海軍上司らの監督義務違反を認めなかった第一審判決・東京高裁判決を追認したものであって、米兵犯罪の根絶を願う国民の要求に背を向けるものである。

「米軍や国の責任が裁判所によって明確にされない限り、米軍犯罪は止むことがない」というのが、被害者たちの率直な想いである。

米軍と国は、その責任の自覚の上に立って、今こそ、米軍犯罪を撲滅するための真剣な対策、実効性ある犯罪防止措置を採るべきである。また、米軍犯罪の続発を許している、不当な日米安保地位協定を直ちに見直すべきである。

さらには、日本国憲法が定める平和主義の理念を貫徹すべく、米軍犯罪による1人の犠牲者も出さないようにするために、日米安保条約を破棄し、わが国から米軍基地を無くすべきである。

- 5 原告と弁護団及び支援する会は、これまで約6年半の長きにわたり本事件を支えて戴いた全国の支援に深くお礼を申し上げるとともに、今後も、米軍犯罪の根絶をめざして、全力で闘い続ける決意である。

2013年6月27日

横須賀米兵強殺事件国家賠償訴訟原告

同

弁護団

山崎さんを支援する会